

指導資料

鹿児島県総合教育センター

教育相談 第121号

- 小, 中, 高, 盲・聾・養護学校対象 -

平成18年5月発行

いじめの解決を目指した保護者との連携

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成16年度)によると、本県のいじめの発件数は、ここ数年減少傾向にあったものの、平成16年度は179件と前年度に比べ20件増加している。

当センターに寄せられるいじめに関する相談の中には、「学校がどのように対応しているのかわからない。」「なかなか解決しない。」など、学校や教師の対応についての不満も少なくない。

いじめの解決に向けては、学校を中心として、家庭や地域社会との連携・協力の下、解決を目指していくことが重要であり、特に、保護者との連携は欠かせない。

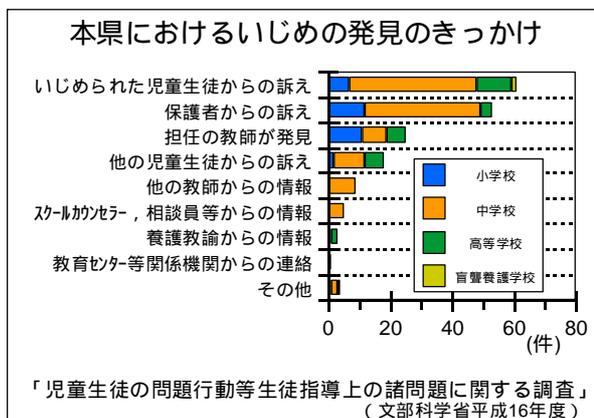
そこで、本稿では、いじめの解決を目指した学校と保護者との連携の在り方について述べる。

1 いじめの発見のきっかけと保護者との連携

右の図は、前述の調査の中から、本県におけるいじめの発見のきっかけについて示したものである。

調査によると、いじめの発見のきっかけは、「いじめられた児童生徒からの訴え」に次いで「保護者からの訴え」が多い。し

たがって、いじめの解決に向けては、児童生徒が相談できる体制づくりはもとより保護者との連携が重要である。



また、いじめの解決に当たっては、いじめられた児童生徒の保護者だけでなく、いじめた児童生徒の保護者とも十分連携を図りながら対応することが必要である。

2 保護者との連携上の課題と留意点

いじめの解決に当たって、保護者と連携を図る上での主な課題を大別すると、「初期対応」、「説明責任」、「組織的対応」の3点に集約することができる。

教師には、その課題を踏まえて保護者と共に取り組む姿勢が求められる。そこで、具体的な事例を基に、保護者との連携における留意点について述べる。

初期対応

子どもの元気がない様子が気になった母親が理由を尋ねると、学校でみんなから仲間はずれにされているなど、学校でいじめられていることが分かった。母親は担任に電話をして、子どもの訴えを伝えたが、担任は「そんなふうには見えませんが…。本人の思い込みではないでしょうか。」と母親の話を受け止めようとしなかった。

いじめられた子どもの保護者は、思い悩んだ末に相談してくることが多い。初期対応において担任はその思いや願いを真摯に受け止め、誠実に対応することが求められる。

説明責任

「最近子どもの持ち物がよく隠される。」という保護者からの相談を受けた担任は、学級全体に指導し、経過を観察した。しかし、その後も同様の被害が起こったことから、「どんな対応をしていたのか。」「何も改善されていない。」など保護者から強い抗議があった。

いじめられている子どもの保護者は一刻も早い解決を願っている。相談後の様子が気になる反面保護者には学校に対応を任せているという思いがあり、学校に問い合わせることをためらっている状況がある。そうした中で、学校からの連絡や説明が滞ると、保護者は不安感を募らせ、やがて担任不信、学校批判へとつながることになる。

学校においては、保護者の心情に配慮した適切な説明が必要である。

組織的対応

子どもから「友達からいやなことを言われる。」といういじめの相談を受けた担任は、すぐに、いじめた子どもを呼んで指導を行った。担任は、いじめは解決したものと思い込み、保護者や管理職に報告をしなかった。しかし、その後も担任の見えないところで陰湿ないじめが続き、保護者から管理職へいじめの対応についての問い合わせがあった。

いじめた子どもを説諭するという指導だけで、いじめが解決したと判断することは危険である。

保護者は学校の誠意ある対応や組織としての対応を望んでおり、事例のような対応は、教師や学校に対する保護者の不信感や不満を招く。

いじめの根絶に当たっては、いじめられた子どもの思いや願いに配慮し、教師間の連携を中心とした、組織的・継続的なかかわりが必要である。

3 保護者との連携上のポイント

ここでは、いじめの解決を目指した保護者との連携上のポイントについて述べる。

(1) 誠意ある初期対応

保護者から電話でいじめの訴えを受けた場合は、家庭訪問をしたり、来校を求めたりして、直接話を聴く機会を早急にもつ。

保護者との面談では、保護者の思いや願いを共感的に受け止め、丁寧に話を聴く。

学校として、いじめられている子どもを守り抜くという誠意ある姿勢を示す。

学校が把握しているいじめの実態や経緯などを隠さずに保護者に伝える。

いじめられた児童生徒の保護者やいじめた児童生徒の保護者、いずれの相談に対しても誠意ある対応は大切である。

(2) 適切な説明

いじめの情報を入手したら、教職員間の連携を図り情報収集を行う。

いじめの解決に向けて、学校の対応方針を具体的に示し、保護者の理解を得る。

家庭訪問や個別の面談を行い、学校側の誠意を示すとともに、保護者と連絡を密に取り、学校の対応状況について、丁寧に説明して理解を得る。その際、学校や家庭での子どもの様子について保護者との情報交換に努める。

いじめの解決を学校に委ねている保護者にとって、学校の対応状況や学校での子どもの様子は一番の関心事である。保護者の心情に配慮し、学校から積極的に保護者に連絡することは、保護者の不安感を軽減するためにも大切なことである。

(3) 組織的・継続的対応

学校独自のいじめに関する「危機管理マニュアル」や県教育委員会の「いじめ対策必携」、当センターの「いじめ問題に積極的な取組を、」などを活用し、具体的対応の方法について全教職員が共通理解し、連携及びスムーズな対応が図れるようにしておく。

担任一人が抱え込むことなく、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制を整え組織的にその解決に当たる。

保護者が継続的に相談しやすい環境づくりに努める。

組織としての対応は、保護者に大きな安心感・信頼感を与えることになる。いじめの状況によっては、学校内だけでなく、関係機関等との連携も視野に入れた対応をすることが大切である。

4 いじめの解決を目指した具体的な事例

(1) いじめられた児童生徒の保護者への対応を中心に [中学校 1 年生 (女子) の例]

- 事例の概要 -

A 子は、クラス内の同じ部活動に所属する女子グループ (4 人) の一員であった。二学期になり、A 子だけが部活動のレギュラーに選ばれたことから、次第に他の 3 人から敬遠され始め、二学期後半には陰口を言われたり、無視されたりするなどのいじめを受けるようになった。

三学期になり、A 子がふさぎ込んだり、登校を渋ったりする様子を気にした母親が、A 子に事情を聞いたところ、学校でいじめられていることが分かった。母親から相談を受けた担任は、その日のうちに 4 人を教科準備室に集め、事実確認を行いながら互いの関係の修復を図ろうとした。しかし、いじめていた 3 人はいじめの事実を認めようとせず、A 子が 3 人に一方的に責められる形となり、A 子は、泣き出した。そして、翌日から A 子は学校を休み始めた。

ア 対応の経過とポイント

< 対応のポイント >

担任はすぐに保護者に電話連絡し、教科準備室での出来事を伝えた。いじめへの対応に苦慮した担任は、副担任と役割分担して対応することにした。

【いじめられた生徒の保護者への連絡】

翌日の朝、A 子の保護者から「学校へ行かないと言っています。今日は学校を休ませてください。」との電話連絡があった。欠席を長期化させないためにも、組織的な対応が必要と考えた担任は、早速副担任と手分けして B 子ら 3 人から事情を聞き、学年主任と生徒指導主任へ報告した。

【生徒指導主任等への報告】

生徒指導主任は、いじめの状況を整理し、管理職に報告した。

【管理職への報告】

報告を受けた管理職は、担任及び副担任、学年主任、生徒指導主任、部活動担当などの関係職員を集め、今後の指導・支援の方針について協議、決定した。

【指導方針会議】

担任は、A 子の家庭訪問を行い、A 子の様子を確認するとともに、保護者に今後の学校の対応について、指導方針会議で決定した指導・支援の方針を伝えた。

【いじめられた生徒の保護者への報告】

生徒指導主任は、職員朝会で指導方針会議での内容を他の教職員へ周知し、共通理解を図った。

【教職員の共通理解】

担任と副担任は部活動担当を交えながら、B 子ら 3 人の指導を根気強く続けた。また B 子ら 3 人の保護者とも面談し、いじめの事実と学校の指導経過を伝えるとともに、保護者としてのかかわり方について具体的に助言した。

【いじめた生徒の保護者への対応】

担任や副担任、部活動担当の根気強いかかわりによって、B 子ら 3 人は深く反省し、A 子と仲直りしたいと言いだした。

担任は A 子宅を家庭訪問し、B 子ら 3 人の気持ちを伝えた。また、A 子の家庭での様子を十分聞き、「このまま不登校になるのでは。」と心配している A 子の保護者の気持ちも受け止めながら、学校の今後の対応について説明するとともに、A 子への接し方等について具体的に助言した。

A 子が欠席している間、担任は毎日家庭訪問し、A 子とじっくり語り合ったり、学校や B 子ら 3 人の様子を伝えたりした。

【説明責任】

数日後、A 子は学校に登校した。担任は、A 子の「3 人と会って話す。」という意志を確認した後、B 子ら 3 人と話し合う場を設け、仲直りさせた。

担任は、A 子宅を家庭訪問し、仲直りできたことを保護者に報告した。また、今後も、A 子たちの様子を見守り続けること、どんなに些細なことでも連絡を取り合うことを確認した。A 子の保護者は、B 子ら 3 人の保護者からお詫びがあったことを担任に伝えた。

【いじめられた保護者への報告】

担任は、この日の教科準備室での出来事を保護者にすぐに連絡した。

朝の保護者からの電話に対し、今後は組織的に対応していくことを伝え、保護者の不安感を軽減した。

担任は、その日の内に家庭訪問を行い、A 子を気遣うとともに、指導方針会議の内容を伝えた。

いじめた生徒の保護者に対しても、その都度連絡を取るとともに、必要とする助言等を行った。

いじめられた生徒の保護者の心情に配慮し、きめ細かな支援を行った。

学校の状況及び A 子のことが気になる保護者に対して、担任は、毎日家庭訪問を行って、A 子の様子を確認したり学校の状況を説明したりするなどして、誠意ある対応に努めた。

イ いじめられた児童生徒の保護者への助言

保護者は、「子どもにどのように接したらよいか。」「どのようにアドバイスしたらよいか。」など、今後の家庭での子どもへのかかわり方について不安を感じていることが多い。したがって、子どもへの支援だけでなく、こうした保護者の不安への対応も求められる。その際、「子どもの話や思いをしっかりと聴く。」「子どもと共有する時間を多くもつ。」など、子どもへの具体的なかかわり方について助言することが大切である。また、保護者として「子どもを守り通す。」という強い姿勢を示すことも大切であることを伝える。

(2) いじめた児童生徒の保護者への対応を中心に [小学校 5 年生 (男子) の例]

- 事例の概要 -

友達の E 男に対して小突くなどのちょっかいを度々行っていた F 男に対して、担任はいじめをやめるよう指導を行った。指導を受けた F 男は、家庭で保護者に泣きながら真相を話した。

翌日、F 男の保護者は、F 男が学級のリーダー格である G 男から E 男をいじめるように指示されていたこと事実をしっかりと確かめて指導してほしいことなどについて担任に厳しい口調で依頼した。担任は、F 男から再度話を聞くとともに、E 男、G 男からもそれぞれ事情を詳しく聞いた。その中で G 男がいじめを繰り返し指示していたことが明らかになった。担任は、この事実をすぐに F 男の保護者に連絡した。

ア 対応の経過とポイント

担任は、E 男の保護者に、いじめの事実とこれまでの経過を伝えるとともに、今後の対応を伝えた。また、G 男の保護者に対してはあらかじめ電話でいじめの概要を伝えた後、G 男の家庭訪問を行った。いじめの事実を聞いた G 男の保護者には、驚きを隠せない様子が見られた。

【いじめられた児童の保護者及びいじめた児童の保護者への報告】

担任は、教育相談の中で G 男が話した「両親がかまってくれない。」「自分のがんばりを認めてくれない。」といった言葉を保護者に紹介しながら、G 男の日ごろから抱いていた気持ちを率直に伝えた。G 男の本当の気持ちを知った保護者は、いじめの事実を冷静に受け止めることができた。担任は G 男や保護者の気持ちに配慮しながら、いじめが悪いこと、いじめられている本人や保護者のつらく悲しい気持ちを理解することが大事であることを伝えた。

G 男の気持ちに気付かされた保護者は、G 男とじっくり向き合い話し合うことができた。

G 男は E 男や F 男のつらい気持ちを理解し、早く仲直りをしたいと担任に伝えた。担任は、話合いの場を設定し、G 男は E 男、F 男に対して素直に謝り、仲直りができた。

担任は E 男～G 男の保護者に仲直りできたことを伝えた。その後 G 男の保護者は、E 男、F 男の保護者に心から詫言、保護者同士も和解することができた。

【いじめられた児童の保護者への報告】

担任は、学級全員に対して、いじめは人としての尊厳を傷つける行為であり、絶対に許されない行為であることを毅然として指導した。そして、E 男～G 男に対しては教育相談や行動観察を継続しながら、繰り返し指導や助言を行った。

【経過観察】

< 対応のポイント >

いじめられた児童の保護者へ連絡するとともに、いじめた児童生徒の保護者への連絡と家庭訪問をすぐに行った。

教育相談の中で G 男が話した「家庭への不満」を伝えながら、今後の見通しをもった G 男へのかかわり方について説明した。このことで、G 男と保護者は、しっかりと向き合うことができた。

いじめの事実を正確に伝え、いじめた児童の保護者の気持ちに配慮しながら、いじめられていた児童やその保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせた。

学校での児童の様子や指導経過、内容などについては、保護者と密に連絡をとった。また、学校と家庭での様子について情報交換をすることで、保護者の子育てに対する不安の解消が図られ、学校との信頼関係も深まった。

イ いじめた児童生徒の保護者への助言

いじめは人間として許されない行為であることを、様々な機会をとらえ、教諭することが大事であることを伝える。さらに、子どもとじっくり向き合い、親子の会話を通して子どもの心情を十分理解するとともに、親子の触れ合う機会をこれまで以上に多くもつように心掛けるなど、子どもの思いや願いにも配慮したかかわりが大切であることを伝える。

いじめの根絶を目指した取組を進めるには、児童生徒間や児童生徒と教師間の人間関係づくりに全校体制で取り組むとともに、PTA や地域の会合など、様々な機会を活用して、いじめに対する学校の姿勢や指導体制についての周知を図り、いじめへの対応について学校と保護者の相互理解を深めておくことが大切である。その際、授業をはじめとするすべての教育活動における児童生徒と教師の間の

信頼関係が、学校と保護者との信頼関係の基盤となることを忘れてはならない。

【参考文献】

鹿児島県教育委員会
「いじめ対策必携」 平成18年1月改訂
http://www.pref.kagoshima.jp/home/gakkyoka/sei_tosi/hi_kkei.html

鹿児島県総合教育センター
「いじめ問題に積極的な取組を」 平成17年9月一部改訂
「いじめ問題に積極的な取組を」 平成17年9月
<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/>

(教育相談課)